

# 秩父市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

秩父市教育委員会

## 目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	1
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条第1項に基づき、文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に即して策定するものである。また、教育職員一人一人の心身の健康の保持増進を図るとともに、仕事のやりがいや成長実感を得ながら安心して働き続けることができる環境を整備し、教育職員のウェルビーイングの実現を目指す。そのため、単に業務量を削減するという視点にとどまらず、業務の質と量の両面から見直しを行い、組織的・計画的な業務改善を推進する。

あわせて、限られた時間の中で教育活動の充実を図り、児童生徒と向き合う時間を確保することにより、教育の質の向上と持続可能な学校運営の実現を目指すものである。

### (2) 本市の現状

ア 本市では、平成31年4月より、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の記録を開始し、児童生徒と向き合う時間の確保を目指し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

イ これまでの取組として、出退勤システムを導入し勤務時間の管理の徹底を図った他、業務の適正化や勤務整理簿の導入など、様々な取組を実施した。

ウ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】（休日を含む）

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24時間	12.9%	0.0%
中学校	月31時間	26.7%	0.4%

本市においては、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合が、小学校では約8人に1人、中学校では約4人に1人となっており、依然として長時間勤務の状況が見られる。その背景として、生徒指導上の諸課題への対応、保護者対応、不登校傾向にある児童生徒への支援など、個別性の高い対応業務が増加していることが挙げられる。これらの業務は重要性が高い一方で、特定の教育職員に負担が集中しやすく、心理的・時間的負担の増大につながっている。このような状況を踏まえ、校内における役割分担の明確化、組織的・計画的な生徒指導体制の構築、関係機関との連携強化等を通じて、業務の平準化と効率化を図ることが求められる。これにより、教育職員が本来担うべき授業改善や児童生徒理解に充てる時間を確保し、教育の質の向上に資する時間的余裕を創出することが必要である。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月の時間外在校等時間を30時間程度にする
- ウ 1年間における時間外在校等時間を年間360時間以下にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の最低取得日数を10日以上にする【R6：平均13.6日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0に近づける【R7：11.8%】
- ウ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
  - 学校応援団やスクールガードなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
  - ・すでに無償化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や一元化を検討する。
- ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・県スクールロイヤー制度の活用をはじめ、弁護士等の専門家へ相談できる仕組みを確保するとともに、教育委員会が学校に対し必要な情報提供及び助言を行い、教育委員会と学校が連携・協働しながら当該苦情等に対応できる体制を構築する。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答
  - ・回答フォームや校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に

発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・学校事務体制の強化のため、令和2年度より設置した事務を分担する事務の共同実施の充実を図る。

## ② 部活動

- ・休日の部活動は、令和8年度中に受け入れ環境が整備されたクラブから地域展開する。平日の部活動には、活動時間等の適正化を図る。令和8年度中に、部活動指導員の配置を進める。

## ③ 教員業務支援員の活用

- ・学校における業務のうち、必ずしも教師の専門性を要しない業務については、教員業務支援員の積極的な活用を図り、業務の分担を推進する。印刷業務や配布物の準備、掲示物の作成、各種データ入力、教材準備の補助、来客・電話対応の一次受付等を教員業務支援員が担う体制を整備する。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ① 授業準備、学習評価や成績処理

- ・全校に配置している教員業務支援員について、授業準備や採点業務の補助等への積極的な活用を推進する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等のDX化を推進することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

### ② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係者が校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療・福祉・警察等の関係機関と学校が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育推進専門員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への配置・派遣を拡充する。

## (2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(余剰分が71時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、学校からのアンケート調査や集計などの校務の効率化

を図る。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- イ 11時間を目安とする勤務間インターバルを確保する。
- ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- オ 年次有給休暇について、一定期間連続して取得できるよう、各学校に対し計画的な取得を推進する。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に6日間の閉庁日の設定を行う。
- キ 早出遅出勤務制度（フレックスタイム制度）の適切な運用を行う。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、必要な改善を図る。
- (2) 学校での児童生徒等の支援のために医療・福祉に関する人材が必要となるため、関係部局・関係機関と連携した取組を推進する。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者等の理解を促進するため、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。